
平成30年度 インフルエンザ予防接種 費用補助事業実施要領

平成30年9月

関東ITソフトウェア健康保険組合

健診事業課

2018.09
Kanto IT Software Health Insurance Society
Health PLAN



 **Smart Life Project**で
健康寿命をのばしましょう。

目 次

はじめに	3
1．実施形態	4
2．実施期間等	4
3．対象者	4
4．予防接種費用について	5
5．申込方法	5
6．受診当日の流れ	11
7．補助対象外の利用があった場合	12
8．参考 Q & A	12

はじめに

ここ数年、首都圏では1月後半より2月にかけて、インフルエンザが猛威を振るい、慢性的に流行する状態が続いていることから、平成23年度より関東ITソフトウェア健康保険組合（以下「ITS 健保」という。）では、東振協[※]が契約する医療機関等で行う「インフルエンザ予防接種」を委託し費用補助事業を開始いたしました。今年度も引き続き本事業を行うこととなりましたので、実施要領をご案内させていただきます。

インフルエンザはウイルスによって引き起こされ、潜伏期間を経て、悪寒、頭痛、全身の筋肉痛を伴った発熱等が生じ、重症化すると、肺炎、脳症などの合併症をまねくこともあります。予防接種を受けることで感染を防ぎ、発症した際も重症化を軽減する等の効果が認められています。

ぜひ、この機会に予防接種を受けられることをお奨めいたします。

[※] **東振協**：正式名称は「一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会」。東京都内に所在する総合健康保険組合の保健施設事業の振興と普及・啓蒙のための事業を行い、組合が共同して合理的に保健施設事業を実施し、事業の共同化を図ること等を目的として設立された法人団体です。

今年度の補助金額はこちら



- 被保険者本人への組合補助金額 **2,000 円**
- 被扶養者家族への組合補助金額 **2,000 円**

※実施機関が設定している予防接種料金から、上記の組合補助金額を差し引いた金額が支払金額(自己負担額)となります。



実施要領のご案内にあたって

- 平成30年度の実施医療機関及び予防接種料金は、9月3日（月）以降に東振協のホームページで確認することができます。

<http://www.toshinkyoo.or.jp/influenza.html>

- 昨年度の実施機関等を参考情報として閲覧（Excel ダウンロード）することができます。

1. 院内・出張予防接種契約医療機関

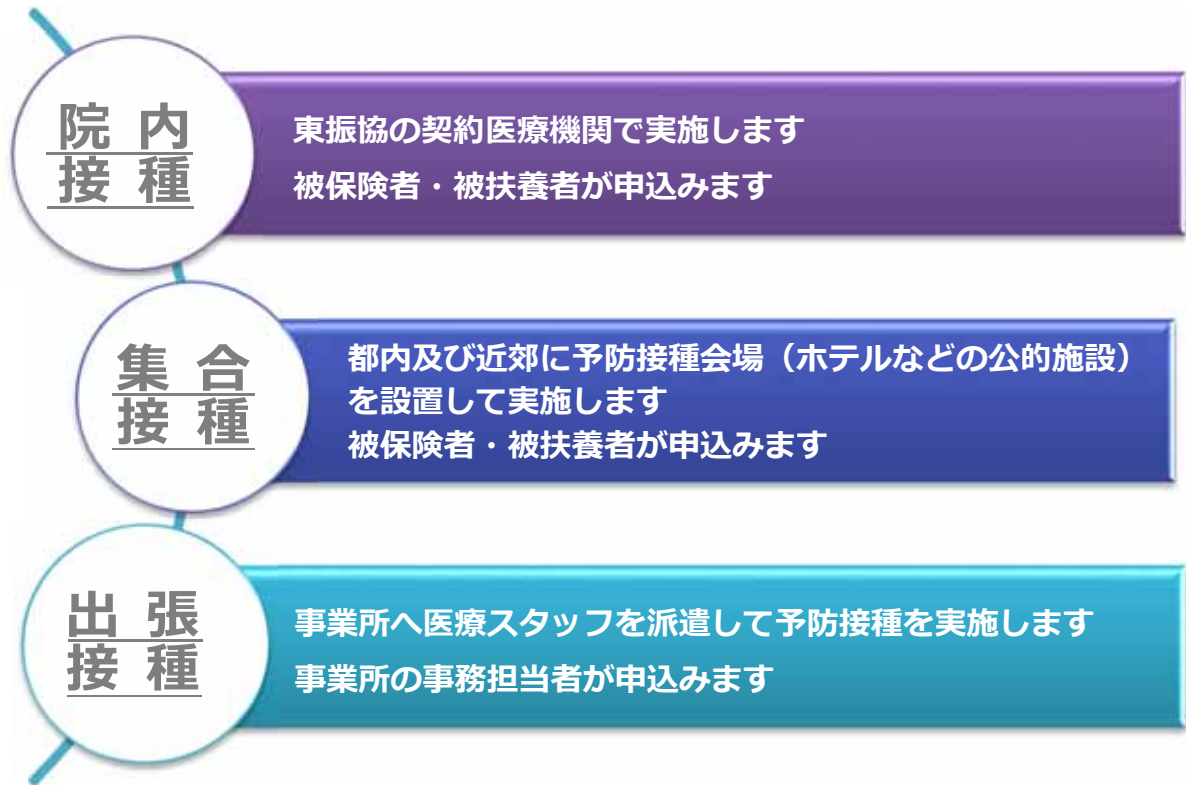
<http://www.toshinkyoo.or.jp/influ-list.xls>

2. 集合予防接種会場

<http://www.toshinkyoo.or.jp/influ-list2.xlsx>

1. 実施形態

インフルエンザ予防接種の実施方法は、次の3種類です。



利用者は上のいずれか1種類について年度内に1回の補助利用が可能です。
重複しての申込み（補助利用）はできません。ご注意ください。

2. 実施期間等

（1）院内・出張予防接種

- ① 申込受付開始 平成30年9月3日から平成31年1月31日まで
※各契約医療機関により、ワクチンの在庫状況が異なるため、受付終了時期が異なります。
できるだけ早めに医療機関へご予約ください。
- ② 接種実施期間 平成30年10月1日から平成31年1月31日まで

（2）集合予防接種

- ① 申込受付開始 平成30年9月3日から10月31日まで
- ② 予防接種実施期間 平成30年11月から12月まで

3. 対象者

被保険者及び被扶養者（補助を利用しての接種は年度内1人1回を限度）

※重複（年度内に2回以上）した補助利用や無資格利用（遡って資格喪失した場合も含む）があった場合には後日、東振協の事務手数料を含む組合補助金額を、事業所を通じて請求させていただきます。2回接種を推奨されている方や、当組合内で保険証の記号・番号が変更になった場合も、補助は1回分のみです。

4. 予防接種費用について

実施機関が設定している予防接種料金から組合補助金額の 2,000 円 を差し引いた金額が支払金額（自己負担額）となります。

医療機関コード	医療機関名称	郵便番号	住所	電話番号	院内接種			
					予防接種料金(税込)	子供追加有無	対象年齢	
A010055	医療法人社団 麻生内科クリニック	001-0033	北海道札幌市北区北三十九条西5-1-1 北電館サトウビル3階	011(756)5733	3,000	○	満13歳以上	
A010033	医療法人社団池田内科	001	見 本	011(764)8833	3,000	○	満3歳以上	
A010038	医療法人社団 健志会 しのろ駅前医院	002		011(774)8388	3,000	○	満0歳以上	
A010037	医療法人社団 清香会 おおしま内科胃腸科クリニック	003		011(866)5511	2,000	○	満1歳以上	
A010022	小川医院	003		011(864)6818	3,000	○	満1歳以上	
A010023	中島内科胃腸科クリニック	003		011(811)2726	3,000	○	満1歳以上	
A010034	医療法人社団 堀江外科	004		011(891)5331	3,000	○	満15歳以上	
A010041	SAM CLINIC	004		011(215)6120	3,000	○	満0歳以上	
A010044	新札幌耳鼻咽喉科医院	004-0051		北海道札幌市厚別区厚別中央一条5-2-1 5新札幌センタービル各階	011(893)1133	3,000	○	満5歳以上
A010053	医療法人 ほし内科消化器科クリニック	004-0863		北海道札幌市清田区北野3条2-13-57	011(881)5551	2,400	○	満13歳以上

※各実施医療機関の予防接種料金一覧は、9月3日以降に東振協ホームページよりご確認ください。

5. 申込方法 申込受付開始は、9月3日（月）からです。

- (1) 組合ホームページまたは東振協ホームページの予防接種契約医療機関一覧¹から、希望の医療機関を選択し、電話等で予防接種日時²の予約を取り、院内・集合接種は利用券、出張接種は利用申込書を以下の手順で発行してください。

¹ワクチンの在庫状況により予約受付を終了した医療機関は、一覧から削除されますので、予約を取った後は直ぐに利用券(出張接種は利用申込書)を発行してください。

²予約の要否・予約方法については、選択した医療機関のホームページや問い合わせ等によりご確認ください。

- (2) 東振協ホームページにアクセス <http://www.toshinkyō.or.jp/influenza.html>

健康保険証をお手元に用意し、東振協ホームページ（ITS 健保ホームページからリンク）のインフルエンザ予防接種のページにアクセスしてください。



- (3) 実施形態を選択

該当の接種形態（院内・集合・出張）を選択し、「発行申し込み」をクリックすると、利用券の発行画面に進みます。

(4) 利用券の発行

ITS 健保の保険者番号 **06138093** を入力して **医療機関選択画面へ** をクリック。この後は選択した接種形態ごとの利用券発行手続きに画面が遷移しますので、

- I. 院内予防接種 II. 集合予防接種
III. 出張予防接種

の画面ガイダンスに従って、利用券（出張の場合は利用申込書）を取得してください。

I. 院内予防接種

- ① 都道府県名 → 市区郡の順で選択し、該当する医療機関名の **選択** をクリックします。

利用券は、利用者（本人・家族）ごとに入力のうえ、それぞれ印刷してください！

- ※ **選択** をクリックすると、注意事項が表示されます。**了解して申込情報入力へ** をクリックし、申込情報入力へ進んでください。

- ② 健康保険証の **記号・番号** と利用者氏名（漢字・カナ氏名）・生年月日を入力し、**確認画面へ** をクリックします。

- ③ 確認画面で内容を確認し、誤りがなければ **印刷 (利用券表示)** をクリックして PDF を表示し、利用券を印刷します。

※利用券の発行だけでは、予約は完了しません。予約の要否や予約方法は、選択した医療機関のホームページや直接問い合わせ等によりご確認ください。また、申込み情報の誤入力や利用券を紛失した際は、再度、利用券の印刷をお願いいたします。

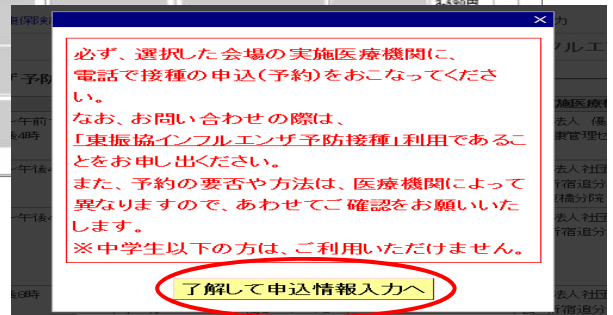
※利用券は何枚でも出力できますが、補助利用は1回のみとなりますのでご注意ください。

II. 集合予防接種

- ① 会場→希望する会場の **選択** をクリックします。



- ※ **選択** をクリックすると注意事項が表示されます。 **了解して申込情報入力へ** をクリックし、申込情報入力へ進んでください。



- ② 健康保険証の 記号・番号と利用者氏名(漢字・カナ氏名)・生年月日を入力して、 **確認画面へ** をクリックします。

- ③ 確認画面で内容を確認し、誤りがなければ **印刷 (利用券表示)** をクリックして PDF を表示し、利用券を印刷します。



- 利用券の使用にあたっては、**必ず接種日時を選択した医療機関に電話等で予約を行ってください。**予約がないと、医療機関又は集合会場で接種を受けることができません。
- インターネット又は印刷環境がない場合、ITS 健保 健診事業課 ☎ 03-5925-5349 までご連絡ください。

(院内・集合予防接種で出力する利用券サンプル)

関東ITソフトウェア健康保険組合 平成30年度 東振協専用インフルエンザ予防接種利用券(院内・集合予防接種用) (医療機関実施報告・請求書兼用)						
有効期限	平成31年1月31日	利用回数	有効期限内	1回	特記事項	
健保組合通信欄	①接種日当日に当組合の資格がない(遡って喪失した場合も含む)方は利用できません。 ②利用券の利用は年度内1人1回のみです。2回接種を推奨されている方(お子様等を含む)や、組合内で保険証の記号・番号が変更になった場合についても同様、1人1回のみです。 ③重複受診や無資格利用が発覚した場合は、後日、事業所または事業所を通して被保険者(本人)に、東振協の事務手数料を含む組合補助金額を請求させていただきます。					
インフルエンザ予防接種ご利用にあたっての注意事項 予防接種を受診するときは、利用券と健康保険証を契約医療機関の窓口へ提出してください。なお、健康保険証の提出がない場合又は、予防接種当日、被保険者が健康保険の資格を喪失されている場合は受診できませんのでご注意ください。 [利用者記入欄]の太枠内に、利用者の健康保険証記号・番号・氏名(カナ含む)・生年月日・性別・続柄を正しくご記入ください。 予防接種を受診するときは、あらかじめ、契約医療機関に電話等で接種日の予約を必ずしてください。 予防接種は、利用券に記載してある有効期限内に受診してください。 予防接種料金は、利用券の券面に「組合補助金額」が表示してある場合、その差額を窓口でお支払いください。 予診票などの記載が必要となりますので、予約時に確認し、医療機関の指示に従ってください。 予防接種後に、身体に異変を感じた場合は、担当の医師に相談し、指示に従ってください。 この利用券は、 <u>契約医療機関以外では使用できません。</u> 契約医療機関については、ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス: http://www.toshinkyu.or.jp/influenza.html 個人情報データは、この事業目的以外に使用いたしません。						
【利用者記入欄】 太枠内の アミカケ 欄は利用者をご記入ください。						
保険証	記号		生年月日	昭和 / 平成 年 月 日		
	番号		性別	男性 / 女性		
利用者	フリガナ		続柄	本人 / 家族		
	氏名		組合補助金額	本人	¥2,000*(税込)	家族
保険者番号	06138093		保険者名	関東ITソフトウェア健康保険組合		
健康保険証の記載内容と異なる場合は【利用者記入欄】の該当箇所を手書き等で修正してください。						
【契約医療機関記入欄】 インフルエンザ予防接種実施報告(兼)請求書 《報告・請求書送付先》 一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会(東振協) 〒130-0014 東京都墨田区亀沢1-7-3東京都ニッポ健保会館内 ☎ 03-5619-4121						
上記の方にインフルエンザ予防接種を実施しましたので、実施報告・請求をいたします。						
所在地	〒 - (所在地、電話番号、名称 スタンプ可)					
電話番号						
医療機関名称						
東振協契約医療機関コード	A					
接種日	平成 年 月 日					

事務担当者様へのお願い

例年、出張接種を利用された方が個別で院内接種も利用し、後日重複接種が判明することが多くあります。出張接種を利用される場合は、従業員の方へ補助を利用すること、また、補助を利用して接種できるのは年度内1人1回のみであることを周知いただきますようお願いいたします。

重複接種された場合、東振協の事務手数料を含む組合補助金額(1人2,054円)を事業所または事業所を通して被保険者(本人)に請求させていただきます。

(出張予防接種で出力する利用申込書のサンプル)

関東ITソフトウェア健康保険組合 平成30年度 東振協専用インフルエンザ予防接種利用申込書(出張予防接種用) (医療機関実施報告・請求書兼用)					
有効期限	平成31年1月31日				
【利用事業所(担当者)記入欄】					
太枠内の アミカケ 欄は担当者がご記入ください。					
事業所名称		保険者番号	06138093		
事業所記号		保険者名	関東ITソフトウェア健康保険組合		
連絡先	()	組合補助金額	本人	¥2,000*(税込)	家族 ¥2,000*(税込)
担当者名		接種日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
【契約医療機関記入欄】					
インフルエンザ予防接種実施報告(兼)請求書					
《報告・請求書送付先》 一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会(東振協) 〒130-0014 東京都墨田区亀沢1-7-3 東京都ニッパ健保会館内 ☎ 03-5619-4121					
別紙申込者記載名簿の方にインフルエンザ予防接種を実施しましたので、実施報告・請求をいたします。					
申込者名簿枚数	枚	実施人数計	本人	名	請求金額 円
			家族	名	
			計	名	
所在地	〒 -				
電話番号	☎				
医療機関名称	(印)				
東振協契約医療機関コード	A				
【医療機関通信欄】 1. 申込者名簿に記入されている方で、未接種の方および無資格の方については、二重線で抹消してください。 2. 上記のインフルエンザ予防接種実施報告(兼)請求書に、医療機関の所在地、電話番号、医療機関名称(捺印含む)及び東振協契約医療機関コードを記入のうえ報告(請求)してください。					

6. 受診当日の流れ

利用券および健康保険被保険者証の提示

健康保険被保険者証の提示がない場合、受診することはできません（コピー不可）
利用券に印刷された組合負担金額欄は訂正できません。訂正した利用券は無効となります。

予診票の記入

医療機関から配布された「予診票」に、該当する事項すべてについて正しく記入し提出ください。

予防接種

予防接種後、体調に異変が生じた場合は、医師にご相談ください。

利用者負担金の支払

予防接種実施機関が設定している予防接種料金から組合補助金額の2,000円を差し引いた金額が支払金額（自己負担額）となります。受診した際の領収証等は必ず保管してください。

ご利用にあたっての注意事項

- (1) 費用補助を受けて予防接種を実施する場合は、**利用券と健康保険被保険者証（カード）を医療機関の窓口**に提示してください。なお、被保険者証の提示がない場合や、予防接種当日に被保険者の資格がない場合は接種できませんのでご注意ください。（出張予防接種の場合は利用券に代えて利用申込書が必要です。）
- (2) 院内・集合予防接種は、利用者が直接、医療機関に電話等で接種日の予約を行ってください。
- (3) 予防接種料金は、利用券（又は利用申込書）に表示の「組合補助金額」との差額を窓口でお支払いください。出張予防接種の料金支払い方法は、予約の際に医療機関にご確認ください。
- (4) 出張予防接種は、受診当日に受診者と申込者名簿に相違がないか必ず再確認してください。
- (5) 予防接種は、利用券（又は利用申込書）に記載してある有効期限内に受診してください。
- (6) 予診票の記載が必要となりますので、予約時に確認し、医療機関の指示に従ってください。
- (7) 予防接種後に、身体に異変を感じた場合は、医師にご相談ください。

7. 補助対象外の利用があった場合

利用者一覧表の確認

ITS健保にて、毎月東振協から送付されるインフルエンザ予防接種利用者一覧表について被保険者資格等の照合・確認を行います。

事業所へ連絡

利用者一覧表を確認した際に、無資格受診（遡って喪失した場合も含む）・重複受診等が判明した場合、事業所へその旨と納付書送付について電話連絡をします。

納付書送付

東振協の事務手数料を含む組合補助金額(1人2,054円)は、事業所または事業所を通じて被保険者（本人）へ請求いたします。納付書が届いた場合は、期限までに指定の銀行または当組合事務所へ納付してください。

8. 参考Q & A

インフルエンザについて

厚生労働省：インフルエンザQ & Aを参照(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>)

(問1) インフルエンザワクチンの種類は季節型(A・B)ですか？

平成27年度から東振協契約の医療機関全てで季節型(A・B)の4価ワクチンが導入されております。

(問2) インフルエンザワクチンの接種はいつ頃受けるのが良いですか？

日本では、インフルエンザは例年12月～4月頃に流行し、1月末～3月上旬に流行のピークを迎えます。ワクチン接種による効果が出現するまでに2週間程度を要することから、毎年12月中旬までにワクチン接種を終えることが望ましいと考えられます。

(問3) 昨年インフルエンザにかかった人や予防接種を受けた人でもインフルエンザワクチンを接種したほうが良いですか？

インフルエンザに対する免疫は、ワクチン接種以外に、実際にインフルエンザにかかることでも獲得されますが、いったん免疫ができて時間経過により抗体価（免疫力を現す指標のひとつ）は少しずつ低下していきます。また、季節性インフルエンザワクチンでは、予防効果が期待できるのは、接種した（13歳未満の場合は2回接種した）2週間後から5ヶ月程度までと考えられます。インフルエンザワクチンはそのシーズンに流行が予測されるウイルスに合わせて製造されているため、インフルエンザの予防に十分な免疫を保つためには毎年予防接種を受けたほうがよい、と考えられます。

(問4) インフルエンザワクチン接種を受けることが適当でない人や、接種時に注意が必要な人はどんな人ですか？

【予防接種を受けることが適当でない方】

- ① 明らかに発熱している方
- ② 非常に重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ インフルエンザワクチンの成分により、アナフィラキシーショックを起こしたことがある方
- ④ 上記の方のほか、予防接種を行うことが適当でない状態にある方

【予防接種時に注意が必要な方（必ず医師にご相談ください）】

- (ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある方
- (イ) 以前予防接種を受けた際、接種後2日以内に発熱した方、および全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方
- (ウ) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (エ) 過去に免疫不全の診断がなされている方、および近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (オ) 接種するインフルエンザワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

(問5) インフルエンザワクチンの接種によって引き起こされる症状(副反応)にはどのようなものがありますか？

比較的多くみられる副反応には、接種した場所(局所)の赤み(発赤)、はれ(腫脹)、痛み(疼痛)などがあげられます。接種を受けられた方の10~20%に起こりますが、通常2~3日でなくなります。全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気(悪寒)、だるさ(倦怠感)などがみられます。接種を受けられた方の5~10%に起こり、こちらも通常2~3日でなくなります。また、まれではありますが、アナフィラキシー様症状(発疹、じんましん、赤み(発赤)、掻痒感(かゆみ)、呼吸困難等)など、ワクチンに対するアレルギー反応がみられることもあります。

(問6) インフルエンザワクチンの接種によって、著しい健康被害が発生した場合は、どのような対応がなされるのですか？

予防接種を受けたことによる健康被害であると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法に基づく健康被害の救済措置の対象となります。

詳細は下記のURL(厚生労働省:予防接種健康被害救済制度)からご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/kenkouhigai_kyusai/

その他

(問7) 子供は予防接種を2回受けると思いますが、2回目も健保補助を利用できますか？

13歳未満のお子様等、2回接種を推奨されている場合でも、健保補助は1人につき年度内1回までです。なお、予防接種事業については、子供や高齢者を含むご家族を対象にそれぞれの自治体が独自の基準で行っております。子供や高齢者に関しては、健保補助を利用するよりも安価に予防接種が利用できる場合もありますので各自治体の広報も併せてご確認ください。

(問8) 利用券を1人で複数枚出力することができました。利用できますか？

システムの都合上、1人に対し利用券の出力枚数を制限することができないため、利用券は何枚でも出力できますが、利用券の利用は年度内1人1回のみです。医療機関では補助利用回数を把握していませんのでご注意ください。

組合では後日、東振協を通して補助利用の回数を確認しています。重複利用をされた場合は、東振協の事務手数料を含む組合補助金額を、事業所または事業所を通じて被保険者(本人)に請求させていただきますのでご了承ください。

(問9) プリンタ等が利用できず、利用券の出力ができません。

お手数ですが、健診事業課までご連絡ください。利用券を送付いたしますので、手書きで作成してください。

(問10) 現在組合未加入者ですが、近いうちに資格を取得する予定です。インフルエンザ予防接種の補助は受けることができますか？

予防接種実施期間内に資格未取得の方は申込むことはできません。受診の際には、健康保険被保険者証(カード)の提示が必須となっています。

(問11) 組合内で記号・番号が変更となりました。もう一度補助利用で接種できますか？

補助が適用されるのは、組合員1人につき年度内1回限りです。重複接種の場合、東振協の事務手数料を含む組合補助金額(1人2,054円)を事業所または事業所を通じて被保険者(本人)に請求させていただきます。

(問12) 申込みましたが行けなくなりました。どのようにすればよいでしょうか？

申込まれた医療機関に直接、キャンセル又は日程の変更を連絡してください。日程を変更する際には、用意した利用券の日にちを訂正(手書修正)するか再度、利用券を印刷してご利用ください。

(問13) 予診票は事前に予約した医療機関から送られてくるのですか？

医療機関から事前に送付はされません。接種日当日に質問事項についてご回答いただくこととなりますが、事前の検温など予約時に確認し、医療機関の指示に従ってください。また、出張予防接種を申込まれた事業所で、接種人数が多い場合には、事前に会社宛に予診票を送付してもらうなど、申込み医療機関とご調整されるようお願いいたします。

(問14) 出張予防接種を申込みました。会社で用意するものは何でしょうか？

予防接種を実施する会場(会議室その他)の確保と、接種時に必要となる机や椅子の準備をお願いいたします。詳細については、ご予約時に選定された医療機関と直接ご調整いただきますようお願いいたします。

(問15) 出張予防接種を受けるときも、健康保険証(カード)の提示は必要でしょうか？

保険者番号、事業所記号等を確認するため、事務担当者様の健康保険証(カード)を代表して確認させていただきます。接種者が個々で接種会場に携帯いただく必要はありませんが、必ず資格取得後に受診するよう、ご注意ください。

(問16) 出張予防接種で、当日人数や受診者に変更がある場合にはどうしたらいいですか？

申込まれた医療機関に直接変更を連絡し、受診者と申込者名簿に相違がないよう必ず確認してください。受診しない方については、名簿を二重線で抹消してください。受診者の入れ替えの場合も、受診しない方の情報を抹消し、受診する方の必要情報を記載するようにしてください。

(問17) 予約を取ろうとしたら、実施医療機関一覧表の掲載内容と違いました。どうしたらいいですか？

掲載内容に相違がありましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会(東振協) TEL 03-3626-7504(代表)

インフルエンザ予防接種費用補助事業専用

TEL 03-5619-4121

関東 IT ソフトウェア健康保険組合
健康管理部 健診事業課
03(5925)5349